

開業に向けて（個人事業主）

これからあなたは事業主です。事業活動だけでなく事業主としてやらなくてはならないことがあります。

【最低限必要な各種届出】

< 税務署 >

- 開廃業届出書...開業日から1か月以内に提出
- 青色申告承認申請書...12月末決算→3月15日までに確定申告（特別控除650千円）
- 給与支払事業所の開設届出書...**雇用がある場合のみ**
→源泉徴収

< 東部県民センター／西部県民センター >

- 個人事業の開業等届出書...
個人事業税 = (事業所得 - 2,900千円) × 5%

< 保健所／警察署／公共職業安定所など >

- 許認可申請...必要な業種のみ

◎財務会計・税務...

資金繰り、売上や経費、在庫の管理と税金の支払いなど

◎経理事務...

経理ソフトを活用しましょう！



**“経営を強くし、
確実にします！！”**

従業員の人材育成（教育）について

- * **採用段階での面接が重要**です。
…即戦力として採用する際、必要なスキルを身につけているかをしっかりと確認することが必要です。（資格証の提示を求めたり、試験を行う場合もあります）
- * **期待する能力をすでに備えていることは稀**です。
…自分と同じくらい優秀だと思い込んではいけません。
できないことを前提に指導していくことが求められます。
⇒OJTやセミナー受講などの研修を行うのは事業主としての責任です。
- * 失敗するケースの多くは、“期待外れ”=実は事業主の思い違いによるものです。
- * 人材は育てるもので、事業主とともに成長していくものです。
“ご縁”を大切に生かしましょう！